

2022年8月2日

横浜市
水道局長 山岡 秀一 様

日本システム企画株式会社
代表取締役社長 熊野 浩行



拝啓 晩夏の候、貴局ますますご盛栄の段お慶び申し上げます。

弊社が製造販売をしております配管内防錆装置「NMR パイプテクター」（以下「装置」と称す）に関しまして、貴局 OB の方々が設立された株式会社アクアエンジを通じて過去に2度の共同実験、ならびに貴局の方が独自に1度効果検証実験を実施いたしました。

1 回目の共同実験は貴局鶴見公舎において、配管内赤錆防止効果と残留塩素濃度の低下防止効果を目的に実施し、両効果が検証されたことを確認いたしました（資料1参照）。その後、鶴見公舎での結果をもとに、2 回目の共同実験として羽沢地区の配水管本管を利用し、残留塩素濃度の低下防止効果検証を実施し、その効果が検証されたことを2013年10月23日～24日に「ビッグパレットふくしま」にて開催された公益社団法人日本水道協会 平成25年度全国会議（水道研究発表会）で貴局より報告されました（資料2参照）。以上2件の共同研究試験では、装置の機能を発揮する配管径ごとの必要最低水量以上を満たした条件で実験はおこなわれました。

しかし、その後、貴局が独自に寺前二丁目地区と港南中央地区の住宅地において装置を設置し、水道管内の赤錆防止効果を検証するために配管内の赤錆サンプルを採取した地点、及び残留塩素濃度を測定した地点の1日当たりの水の通過量（使用量）は、装置が防錆効果および赤錆を黒錆化する機能を発揮する最低水量（50A配管内では1日当たり4.4トン）を大幅に下回っていたと想定されます（資料3、資料4参照）。

従いまして、貴局単独で実施された寺前二丁目地区と港南中央地区において、装置の効果検証試験として赤錆サンプルを採取した場所における1日当たりの水の流量、ならびに残留塩素濃度測定をおこなった場所における1日当たりの水の流量を調査いただき、装置の機能が発揮できる条件外（1日当たりの流量が4.4トン以下）での試験であった場合は、その旨公表をお願いする次第です。

貴局と共同実験を実施した1回目の鶴見公舎における効果検証、および2回目の羽沢地区配水管における効果検証という両結果があるにもかかわらず、貴局が単独で実施した3回目の効果検証結果だけが独り歩きし、装置はまったく防錆効果がなかったとする誹謗中傷に利用されていることは誠に遺憾です（資料5参照）。それゆえ、3回目の検証場所における水の使用量が装置の効果適用外であったことを公表するようお願いする次第です。

敬具